



# おおつき

発行：大月町 (☎0880-73-1181 FAX 0880-73-1733)

編集：大月町広報編集委員会

町民のうごき  
(令和2年6月1日現在)

世帯数…2,586戸  
4～5月中の異動

人口…4,865人  
出生…1人

男…2,352人  
死亡…15人

女…2,513人  
転入…22人

転出…21人





## 町民の皆さまへ

5月25日、全国に出されていた新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されました。皆さまの感染予防の徹底や意識の高まりにより、高知県、幡多地域、本町の感染者の発生が抑えられた結果であり、ご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

また、5月2日から17日までの間、休業を要請しておりました飲食業・宿泊業・観光関連の事業者の皆様には、繁忙期にも関わらず要請に応じていただき、期間中の人の移動を最小限に抑えられたことに対し、重ねてお礼申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、本町における感染リスクが完全になくなったわけではありません。感染予防意識をしっかりと持ち、社会生活と両立した経済活動を再開していくことが必要となります。

皆さまにおかれましても、こまめな手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンスと言われる人との距離を保つことなどの、「新しい生活様式」の実践にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

町長 岡田 順一

## まちの動き

### 閑散としたGW（ゴールデンウィーク）

全国規模の緊急事態宣言を受け、町でも5月2日～5月17日の間、飲食業・宿泊業・観光関連業の事業者には休業要請を発令、多くの事業者の皆様のご協力のお陰で、本来であれば多くの観光客で賑わうGW期間、町外の方の姿をほとんど見かけることはありませんでした。



### 5月11日より小・中学校再開

町内の小・中学校では、入学式・始業式の登校日以来、臨時休校・自宅待機が続いていましたが、感染の状況が落ち着いているため、5月11日より再開となりました。授業は教室ではなく、多目的ホールなどの広い場所を使用し、ソーシャルディスタンス(社会的距離)を確保しながら行われています。

子どもたちの「友だちに会えて嬉しい」という元気な声が印象的でした。



2メートル以上のソーシャルディスタンスを保って授業しています！

#### Q. 長期の休校期間、お家でどう過ごしていましたか？

- ・ゲーム
- ・テレビ
- ・サッカー
- ・勉強
- ・畑のお手伝い
- ・料理
- ・水槽で水族館を作って遊んだ



## ■ みんなで助け合い

### 「励ましの花」をいただきました

住民有志の方々から医師や看護師など、医療従事者に向けた「励ましの花」をいただきました。

お花は、1階の待合室に飾らせていただきました。



### たくさんのご寄贈、ありがとうございました

2月頃より店頭から姿を消したマスク。

感染予防のために、着用したくても、手に入らない日々が続いていました。

その状況を危惧し、有志の方々の手により、手作りの布製マスクが作成され、小学校・中学校の児童・生徒、保育園児や保育士などに寄贈されました。

他にも、多方面よりマスクに限らず、消毒液や防護服の寄贈をいただきました。



(敬称略)

| 団 体         | 物 品   | 詳 細                |
|-------------|-------|--------------------|
| 月灘建設(株)     | 防護服   | Lサイズ8セット LLサイズ8セット |
| (株)和零       | 除菌抗菌剤 | 消毒液20リットル 2缶       |
| (株)山本建設     | マスク   | マスク 2,000枚         |
| 民生委員ほか有志の方々 | マスク   | マスク 860枚           |
| 個 人         | 物 品   | 詳 細                |
| 中 野 公 雄     | マスク   | マスク 1,000枚 現金 10万円 |

## ■ これからの動き

### 各種検診の日程

各種検診について、4月から6月末までをすべて延期としましたが、6月から再開します。延期(変更)になった検診と変更後の日程は右記の通りです。受診の際には、お配りしています受診票をご持参ください。

※実施場所・開始時間の変更はありません

| 検診名                          | 変更前の日程   | 変更後の日程   |
|------------------------------|----------|----------|
| 結核・肺がん検診                     | 4月15日(水) | 7月6日(月)  |
|                              | 5月14日(木) | 7月13日(月) |
| 1～3歳児健診(個別通知)                | 5月15日(金) | 6月20日(土) |
| 乳がん検診                        | 5月18日(月) | 6月22日(月) |
|                              | 5月19日(火) | 7月20日(月) |
| 特定健診・大腸がん検診<br>(集落活動センター姫の里) | 5月26日(火) | 6月12日(金) |
| 胃がん検診                        | 5月27日(水) | 中止       |
| 特定健診・大腸がん検診<br>(旧橘浦小学校体育館)   | 6月25日(木) | 6月26日(金) |

#### ■ お問い合わせ

保健介護課 保健衛生係 ☎73-1365

### 大月まつり中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、毎年8月に開催される大月の夏の風物詩「大月まつり」の開催中止が決定されました。主催する大月町イベント実行委員会が、感染症拡大のリスクや、まつりの開催に向け寄附のお願いをする町内外の事業者の皆さんの状況等を考慮し判断したものです。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

■ お問い合わせ まちづくり推進課 商工観光係 ☎73-1181

### 大月荘納涼祭中止のお知らせ

例年、8月に開催しております大月荘納涼祭は、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない状況の中、入居者や関係者の皆さんが感染する恐れがあることから中止することとなりました。

来年度は盛大に開催したいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

■ お問い合わせ 大月荘 ☎73-1177

## 支援制度

## 徴収猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難な場合、納付の減免・猶予を受けることができます。

| 減 免        |                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 科 目        | 要 件                                                                                                   |
| 国民健康保険税    | 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合もしくは主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する方        |
| 後期高齢者医療保険料 | ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること<br>② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること |
| 介護保険料      | ③ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること<br>※介護保険料については①および③の要件                                  |

## 猶 予

収入の減少により、事業の継続や生活の維持のため、一時的に納付が困難な場合には、納付を猶予することができます。猶予の要件や、猶予期間が各科目により異なりますので、各担当までお問い合わせください。なお、納付の猶予は納期を遅らせるものであり、納付を免除するものではありません。

|         |                      |          |
|---------|----------------------|----------|
| ■お問い合わせ | 税務課 税務係              | ☎73-1112 |
|         | 町民福祉課 保険係(後期高齢者医療担当) | ☎73-1113 |
|         | 保健介護課 介護保険係          | ☎73-1700 |

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業所の皆さんへ

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給する「持続化給付金」の申請受付を5月1日より開始しています。

## 給付の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等

## 給 付 額

法人200万円、個人事業者100万円を上限

## 申 請 方 法

「持続化給付金」については、電子申請を原則としておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、近隣では「宿毛会場(宿毛商工会議所)」が開設されています。

## ステップ 1 自身の事業が該当の有無、必要書類の確認

持続化給付金事業コールセンター(☎0120-115-570)にお問い合わせの上、ご確認ください。

## ステップ 2 申請サポート会場の予約をする

申請サポート会場 電話予約窓口(☎0570-077-866)にて申請予約をしてください。  
※予約時間は9:00～18:00(平日・土日祝日ともに)、予約時には会場コード【3905】、会場名【宿毛会場】が必要となります。

その他、新型コロナウイルス感染症に関する国・県等の事業者への支援措置等については、下記ホームページ等でご確認ください。

●(事業者向け)新型コロナウイルスに関する事業者への支援について  
<https://www.town.otsuki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1515>

■お問い合わせ まちづくり推進課 商工観光係 ☎73-1181



スマホをお持ちの方はこちらからもアクセスできます。



## ファミリー・サポート・センター事業を開始します

本町では、役場内に「大月町ファミリーサポートセンター」を開設し、9月を目途に活動を開始する予定です。

### ファミリー・サポート・センター(略してファミサポ)とは？

地域内で子育てをお手伝いする会員組織です。現行の保育サービス等では対応しきれない「すき間」を埋め、働くお父さんお母さんが安心して仕事と子育てを両立できるよう、「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(提供会員)」がそれぞれ会員登録を行います。

サポートが必要な時にセンターに駐在するアドバイザーが仲介役となり、会員同士の引き合わせや調整などを行い、相互援助のお手伝いをします。



#### 会員の種類

依頼会員……町内に住所を有し、生後6カ月以上の乳幼児から小学校6年生までの子を持つ方。(今すぐに援助が必要でなくても登録をしておけば、いざというときに利用することもできます。)

提供会員……町内に住所を有し、積極的に相互援助活動を行うことができる20歳以上の方。(資格などは問いませんが、事前にセンターが実施する講習会の受講が必要となります。)

#### サポート(援助)の主な内容

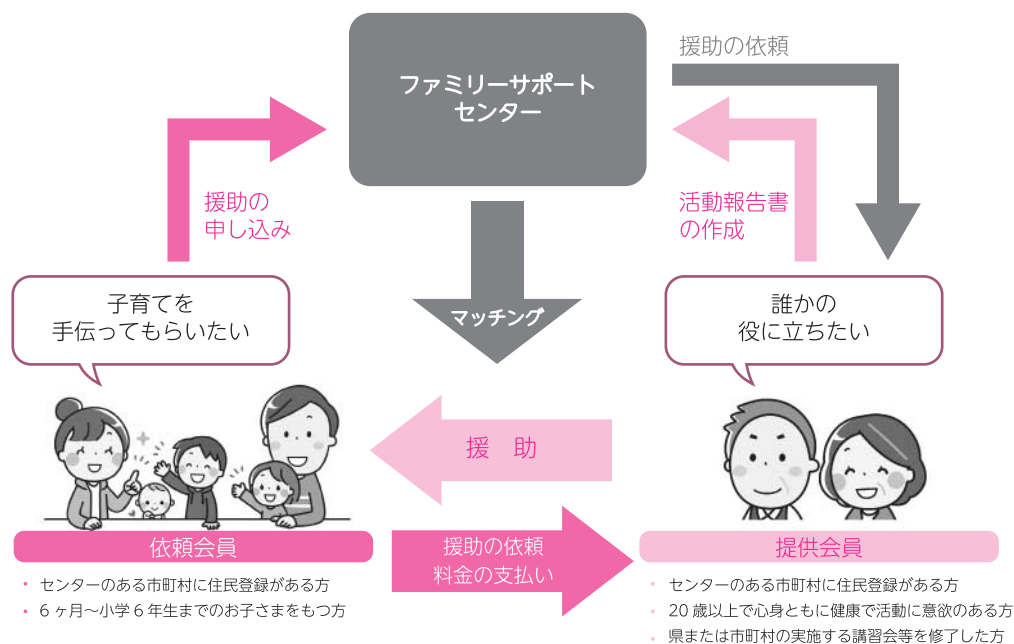
- ・保育園や小学校への送迎や、その開始前・終了後の預かり
- ・保護者などの病気や急用などの預かり
- ・冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の預かり
- ・買い物など保護者が外出する際の預かり

#### 活動時間

7:00 ~ 21:00

#### 利用料金

1時間600円  
(19:00以降や土日祝、年末年始については700円)



会員募集や登録方法については、別途配布するチラシをご覧ください。

その他、ご不明な点等は下記までお気軽にお問い合わせください。大月町ファミリーサポートセンターのアドバイザー(杉本)が対応します。

■お問い合わせ 大月町ファミリーサポートセンター ☎090-5272-5820  
まちづくり推進課 企画政策係 ☎73-1181

## 後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率が決まりました

|           |          |
|-----------|----------|
| ●被保険者均等割額 | 54,316 円 |
| ●所得割率     | 10.49%   |

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、令和2・3年度の保険料率については、平成30年度・令和元年度の保険料率（被保険者均等割額 54,394 円・所得割率 11.42%）から引き下げることとなりました。

令和2年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

### 令和2年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく、「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

|                                  |   |                                       |   |                                       |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 1人あたりの<br>年間保険料<br>(100 円未満切り捨て) | = | 1人あたり定額の保険料<br>[被保険者均等割額]<br>54,316 円 | + | 所得に応じた保険料<br>[所得割額]<br>賦課基準額 × 10.49% |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------------|

- ・賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33 万円）を差し引いた金額です。
- ・1人あたりの年間保険料の上限は 64 万円です。（※100 円未満切り捨て）

## 令和2年度の被保険者均等割額の軽減が変わります

### ① 被保険者均等割額 8 割・8.5 割軽減の特例措置が縮小されます。

「被保険者均等割額」については、下表のような軽減措置があります。令和元年度に8割軽減・8.5割軽減の対象だった方は、これまで国の特例措置により軽減割合が上乗せされていましたが、令和元年度から段階的に制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われています。

| 軽減の割合 |       | 軽減後の<br>被保険者均等割額 |         | 同一世帯内の世帯主と被保険者の<br>総所得金額等の合計額(※)               |
|-------|-------|------------------|---------|------------------------------------------------|
| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度            | 令和2年度   |                                                |
| 8割    | 7割    | 10,878円          | 16,294円 | 33 万円以下で、被保険者全員が公的年金等<br>収入 80 万円以下かつその他の所得がない |
| 8.5割  | 7.75割 | 8,159円           | 12,221円 | 33 万円以下で、上の基準に該当しない                            |

(※) 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が 65 歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から 15 万円を差し引いた額で軽減を判定します。

#### 注意

保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主および被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。

世帯主および被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。



## ② 被保険者均等割額の2割・5割軽減対象者の基準が広がります。

| 軽減の割合 | 軽減後の被保険者均等割額 | 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※) |                       |
|-------|--------------|------------------------------|-----------------------|
|       |              | 改正前(令和元年度)                   | 改正後(令和2年度)            |
| 5割    | 27,158円      | 33万円+(28万円×被保険者数)以下          | 33万円+(28万5千円×被保険者数)以下 |
| 2割    | 43,452円      | 33万円+(51万円×被保険者数)以下          | 33万円+(52万円×被保険者数)以下   |

(※) 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

## 1人あたりの年間保険料の上限額が変わります。

| 1人あたり年間保険料上限額 | 改正前(令和元年度) | 改正後(令和2年度) |
|---------------|------------|------------|
|               | 62万円       | 64万円       |

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(後期高齢者医療担当) ☎73-1113

### 税制改正により

## 令和2年度 国民健康保険税の限度額および軽減判定所得が見直されます!

～令和2年度課税分より新たな制度が適用されます～

### ●基礎課税額に係る課税限度額が変更になります

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 基礎課税額                | 61万円 → <b>63万円</b> |
| 後期高齢者支援金等課税額         | 19万円 → 19万円 (変更無し) |
| 介護納付金課税額(40歳以上65歳未満) | 16万円 → <b>17万円</b> |

### ●減額の対象となる所得の基準が変更されます

国民健康保険税には、世帯の所得に応じて、2割・5割・7割の軽減があります。下記のように軽減判定基準が変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。

※なお、この軽減に申請は不要です。

| 7割軽減                | 5割軽減                                              | 2割軽減                                            |
|---------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 33万円以下<br>▼<br>変更無し | 33万円+(28万円×被保険者数)以下<br>▼<br>33万円+(28.5万円×被保険者数)以下 | 33万円+(51万円×被保険者数)以下<br>▼<br>33万円+(52万円×被保険者数)以下 |

■お問い合わせ 税務課 税務係 ☎73-1112

### 戦没者等のご遺族の皆さまへ

## 第11回特別弔慰金の請求期間について

4月広報でもお知らせしましたとおり、第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となっております。

請求手続きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、状況が落ち着いてからの手続きをご検討くださいますようお願いいたします。

ただし、請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■お問い合わせ 町民福祉課 特別弔慰金担当 ☎73-1113

## マイナンバーカードで 上限 5,000 円分のマイナポイントがもらえる!

9 月から実施!マイナンバーカードの申請はお早めに!

### どうしたらもらえるの? 簡単 3 Step!

Step 1

マイナンバーカード  
を準備しよう!

今すぐ  
できる!



まだ  
持っていない方

すでに  
持っている方

すぐに

マイナンバーカード  
を申請しよう!

取得には 1 カ月程度かかるよ。  
今後は役場窓口が混雑すること  
あるから、早めの申請がおすすめ!

※ マイナンバーを証明するために、これまでお持ちいただいていた「通知カード」の手続きは 5 月 25 日に廃止されました。  
5 月 25 日以降、記載事項の変更がある方や通知カードを紛失された方は住民票の写し、またはマイナンバーカードで証明してください。

Step 2

マイナンバーカードを  
使ってマイナポイント予約

今すぐ  
できる!

スマホアプリ、または PC から専用サイトにアクセスしてマイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約。  
(予約によりマイキー ID が設定されます。既に設定した方はマイナポイント予約済です)  
※ PC からのご利用にはカードリーダーが必要です。  
※ スマホはカード読み取り対応機種に限りです。  
※ 予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る可能性があります。

PC・スマホがない方は…

役場窓口でできます

▼予約方法について  
詳しくはこちら



Step 3

キャッシュレス決済  
サービスを選び申し込む

2020 年 7 月  
以降できる!

Step 2 同様に、スマホアプリ又は PC から専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを 1 つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込む。

ここでもマイナンバーカードが必要です!

※ キャッシュレス決済サービスの選択は 2020 年 7 月～2021 年 3 月末まで。



GOAL

2万円のチャージ  
等で 25,000 円分の  
買い物ができる!

2020 年 9 月  
から実施!



買い物には、  
マイナンバーカード  
を使わないよ!

■お問い合わせ 町民福祉課 住民係 ☎73-1113

## 皆さん鳥獣被害にお困りではありませんか? 防護柵設置に係る費用を一部補助します!!

大月町有害鳥獣被害対策協議会では、鳥獣被害を防ぐため鳥獣追い払い用モデルガンの貸し出しなどさまざまな活動を行っております。その活動の一つ、農地に野生鳥獣の侵入を防ぐための防護柵の設置に係る費用を補助しています。

補助金額 防護柵設置費用の 2/3 (上限 10 万円)

必要書類 見積書類・印鑑・通帳のコピー

予算に限りがあり、柵の取り寄せや設置開始までに数日かかる場合がありますので、鳥獣被害にお困りの方は、お早めにお問い合わせください。

■お問い合わせ 産業振興課 農林振興係 ☎73-1115



▲電気柵を設置した様子



## 児童手当現況届の提出について

児童手当を受給される方は、6月に現況届を提出しなければなりません。この届は6月1日における状況を記載し、受給できる要件があるかどうかを確認するためのものです。受付期間内に届が出されていないと、6月以降の受給ができなくなりますので、ご注意ください。受給対象者の方には、6月初めに現況届等の書類を送付しています。受給対象者であるのに送付がないときは、お手数ですが下記までお問い合わせください。

提出期間 6月1日(月)～ 6月30日(火)

提出場所 町役場町民福祉課  
福祉係

提出書類 ・ 児童手当現況届 ・ 別居監護申立書(児童と住民票が別の受給者のみ)  
・ 受給要件確認票

その他持参するもの ・ 印鑑

■お問い合わせ 町民福祉課 福祉係 ☎73-1113

## 医療費適正化にご協力をお願いします

医療機関を受診するとき、私たち一人ひとりが適正受診を心がけることで医療費節約や医師の負担軽減につながります。安心な医療のため、できることから医療費の適正化にご協力をお願いします。



### OK! 適正化に繋がります!

かかりつけ医・薬剤師を持つ

基本は平日の時間に受診を

### NG! こんな行為は避けましょう!

いきなり大病院を受診する

コンビニ受診

はしご受診・頻回受診

多剤服用受診・薬飲み残し受診

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(国保担当) ☎73-1113

## ねんきんコーナー

## 国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

経済的な理由などで、国民年金保険料を納めることが難しい場合には、未納のままにしないで、申請手続きを行ってください。「免除」「猶予」を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

「免除」や「猶予」になった期間は、年金の受給資格期間には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、「免除」になった期間は2分の1の額に、「猶予」になった期間は年金額には反映されません。

令和2年度分の申請は、7月1日からの受付となります。審査対象期間は、令和2年7月分から令和3年6月分までです。退職や失業を理由に申請する場合は、退職日・失業日が分かる書類が必要になります。

## 国民年金保険料学生納付特例のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安: 118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(年金担当)  
幡多年金事務所

☎73-1113  
☎0880-34-1616

# 地域おこし協力隊がいく！

地域おこし協力隊PR担当の石川和洋です！

着任してから4ヶ月が経ちましたが、地域の方と交流する機会も増え、古満目の大敷網に連れて行ってもらったり、夕日が綺麗な場所を案内してもらったり、薪ストーブのために汗をかきながら薪を運んだり、大月町の良さを少しずつ見つける事ができ、充実した日々を送っております。

よく町民の方に、「大月町に移住する前と、移住した後のギャップはありましたか？」と聞かれる事がありますが、良い意味でギャップを感じました。

僕は、大月町に一度も訪れた事がなく、ネットでの情報しか得ていない中で、YouTubeの動画を見て、「こんな綺麗な海や景色を近くで感じれる場所で暮らしたい！」と田舎暮らしの妄想が膨らみました。

実際、この町に来て、海や景色を見た時は思わず、「すげえ!!」と独り言を言い、胸の高鳴りは止まりませんでした。

今後、PR担当として、田舎暮らしに憧れがある若い世代の人に向け、大月町での暮らしをよりイメージしやすいように、インターネットコンテンツを豊富にしたいと思います。

自分がこの町に来たように、新しい住民を一人でも呼び込みたいと思いました。

現在の活動としては、YouTubeやInstagramを中心に、町民の方のインタビュー動画を作ったり、キャンプ場から見える景色を撮影しています。

暗いニュースばかりですが、自分が今できる事は何なのかを考え、大月町の良さを多くの方に伝えたいと思います。

■お問い合わせ まちづくり推進課 企画政策係 ☎73-1181  
地域おこし協力隊Facebook  
<https://www.facebook.com/otsukikochi>



▲2月に実施した移住体験ツアーではジビエ料理を振る舞いました。



▲出身地の千葉では体験できない景色にとっても感動しました。



▲大月町住民インタビュー動画の第1弾として森下誠さんに取材させていただきました。

インタビュー動画はこちら▶



## 大月町移住応援隊 活動新聞

### 空き家募集のお願い

本町ホームページで現在登録していただいている空き家情報を閲覧することができます。

この情報を通じて、空き家に関するお問い合わせやホームページの閲覧数がとても増えています。

自然豊かな本町に住みたい、地震の時に津波の心配が少ないからと近隣からでも本町へ移りたいといったお問い合わせもあります。

もし住んでいない、もしくは使っていないお家をご存じの方、所有者の方は下記までご紹介ください。お待ちしております。

※ コロナウイルス感染拡大を防ぐため、空き家案内や来町は控えていただいておりますが、状況に合わせて順次再開していく予定です。



登録件数 **80** 件      貸出中 **35** 件

令和2年5月時点

■お問い合わせ まちづくり推進課 移住相談員 ☎73-1181  
移住相談員Facebook [https://www.facebook.com/tsunagaru\\_otsuki](https://www.facebook.com/tsunagaru_otsuki)



令和2年10月1日から

## 廃棄物処理手数料（ごみ袋料金）と、持込みごみ処理手数料が変わります

改定の理由としまして、

- 働き方改革による一般廃棄物収集業務、大月町環境クリーンセンター  
運転管理業務の人員費の高騰
- ごみ処理施設の老朽化による維持修繕費用の増加



等によるものです。

町民の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

|                  | サイズなど        | 現在      | 改定後            |
|------------------|--------------|---------|----------------|
| 可燃物用ごみ袋<br>(乳白色) | 大(45L) 20枚入り | 1,000 円 | <b>1,200 円</b> |
|                  | 小(30L) 20枚入り | 600 円   | <b>800 円</b>   |
| 分別収集用ごみ袋<br>(透明) | 大(45L) 20枚入り | 1,000 円 | <b>1,200 円</b> |
|                  | 小(30L) 20枚入り | 600 円   | <b>800 円</b>   |
| 持込みごみ処理手数料       | 10kgあたり      | 50 円    | <b>60 円</b>    |

### ごみ袋の大きさについて

昨年度から指定ごみ袋の形状を変更しております。容量については大が45リットル、小が30リットルで従来の指定ごみ袋と変わっておりません。

■お問い合わせ 建設環境課 生活環境係 ☎73-1114

## 耐震診断や改修の必要経費を補助します

### 目的

地震による住宅倒壊等による被害を最小限に抑え、地震の揺れに強い家づくりを進めることを目的に、既存住宅の耐震診断や改修設計及び改修工事を行う個人に対し、必要経費の一部を補助します。  
※診断のみでもかまいません。お住いの家屋を調べてみませんか。

### 耐震診断

#### 補助対象者

現に居所を有し、町内の既存住宅の所有者であること。  
ただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

#### 対象

昭和56年5月31日までに建築された住宅

#### 補助金額

木造住宅は全額補助(無料)です。  
※ただし、非木造住宅はこの限りではありませんので、下記までお問い合わせください。

### 耐震改修設計

#### 対象

町の耐震診断を受診し、評点が1.0未満(倒壊の可能性がある)となった住宅

#### 補助金額

改修設計に要した経費(限度額:1戸当たり35万円)

### 耐震改修工事

#### 対象

町の耐震診断を受診し、設計を経て耐震改修工事を行う住宅

#### 補助金額

改修工事に要した経費(限度額:1戸当たり100万円)

南海地震や津波対策について、一度お住いの家屋の状態を確認し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。

■お問い合わせ 危機管理課 消防防災係 ☎73-1140

## 南海トラフ地震に備える

南海トラフ地震に関する情報において、南海トラフ地震臨時情報の中の「巨大地震警戒」が発表された場合に、避難準備情報、避難勧告を発令する対象地域は下記のとおりです。

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合、本町では防災行政無線および告知放送端末を使用し避難を呼びかける広報をいたします。

放送内容に従い安全な避難所へ避難してください。

### 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」

**発表条件** 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

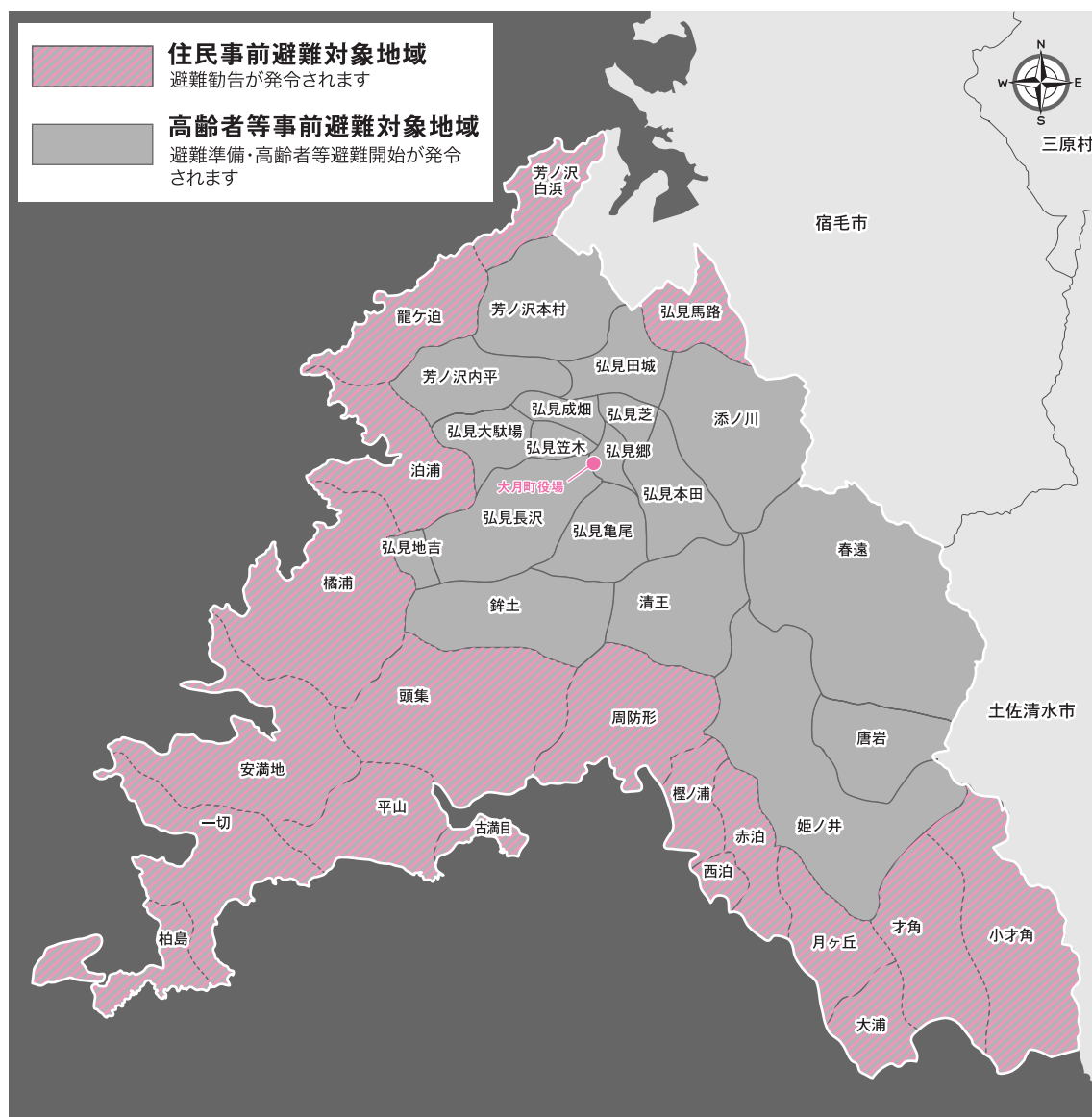
#### 対応 住民事前避難対象地域の方

開設避難所へ避難してください。（避難の期間は1週間程度を想定）

#### 高齢者等事前避難対象地域の方

高齢者等（65歳以上のご高齢の方、障害のある方、乳幼児がいる世帯など、避難に時間を要する方）は開設避難所へ避難してください。

その他の方は、地震に備えて避難の準備をしてください。



南海トラフ地震防災対策計画についてより詳しい情報はこちらからご覧になれます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/jishintaisakukeikaku.html>



## 自然災害から身を守る

近年、これまでにない規模の豪雨や地震などが発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。被害を最小限に抑えるために最も重要なのが、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の取り組みです。

今回は災害から身を守るためのポイントをお知らせします。



### Point 1 早めの避難

テレビやラジオで気象情報を知り、身の回りの状況の変化に注意すると同時に、本町より告知放送端末や防災行政無線等で発表される避難情報に注意してください。避難情報は5段階の「警戒レベル」を用いて発表しています。警戒レベル3、4が発令されたら、開設する避難所など安全な場所に避難しましょう。

避難所へは雨や台風が激しくなる前に避難することが大切です!

| 警戒レベル              | 行動を促す情報              | 住民が取るべき行動                      | 状況            |
|--------------------|----------------------|--------------------------------|---------------|
| レベル5               | 災害発生情報<br>(可能な範囲で発表) | ご自身の生命を守る最善の行動を<br>してください      | 各地で災害が発生      |
| レベル4<br>【全員避難】     | 避難指示(緊急)             | 今すぐ安全な場所へ避難してください              | 災害の危険が極めて高い状況 |
|                    | 避難勧告                 | 開設避難所へ避難してください                 | 災害の危険が高い状況    |
| レベル3<br>【高齢者などは避難】 | 高齢者等避難開始<br>避難準備     | 高齢者などは避難を開始してください<br>その他の住民は準備 | 災害の危険性がある状況   |

※警戒レベルとは：避難を判断する際に参考にできる情報です。必ずしもレベル1から順番に発令するとは限りません。



### Point 2 備える

自然災害から身を守るためには、自宅や勤務先など、生活する場所の危険性や、防災情報の入手方法をあらかじめ確認し、いざというときに備えておくことが大切です。

大月町防災マップや土砂災害ハザードマップを活用して、身近な危険箇所を確認しましょう。災害から身を守るために、テレビやラジオ、インターネットなどのさまざまな広報媒体から最新の防災情報を入手しましょう。

防災マップを活用し南海地震の発生で想定される津波災害を主とし、土砂災害・ため池はん濫など普段から、土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難場所、避難経路などを確認しておきましょう。



## 防災情報の入手方法を確認しましょう!

### ▶ 大月町防災マップ

<https://www.town.otsuki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1008>

本防災マップは、南海地震の発生で想定される津波災害を主とし、土砂災害・ため池はん濫など、さまざまな災害についての情報を事前にお知らせすることで、住民のみなさんが受ける被害を最小限にとどめることを目的としています。



### ▶ 大月町土砂災害ハザードマップ

<https://www.town.otsuki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1395>

皆さんが生活している場所が「土砂災害警戒区域」に入っていないかを事前に確認したうえで、早急に避難行動がとれるよう近隣の避難所を確認しておいて下さい。



### ▶ 高知県防災情報

<http://kouhou.bousai.pref.kochi.lg.jp/>

県内の雨や水位の状況、土砂災害の危険度など災害に備えるための情報を確認できます。

■お問い合わせ 高知県危機管理・防災課 ☎088-823-9320

スマホ専用



携帯電話専用



■お問い合わせ 危機管理課 地震対策係 ☎73-1140



## 大月町消防団幹部紹介

町民の生命、財産を先頭に立って守っている「大月町消防団」の、令和2年5月1日現在の幹部の皆さんを紹介します。

### 団本部

団長 (平山) 市原 泰  
副団長 (姫ノ井) 中平 誠  
副団長 (弘見) 中田 束稻

### 第3分団

分団長 (柏島部) 黒田 澄夫  
副分団長 (一切部) 坂本 越郎  
副分団長 (柏島部) 福留 貴浩

### 第6分団

分団長 (姫ノ井部) 東 昇  
副分団長 (春遠部) 田辺 豊浩  
副分団長 (姫ノ井部) 依岡 一生

### 第1分団

分団長 (弘見部) 吉松 徳重  
副分団長 (泊浦部) 平田 彰彦  
副分団長 (竜ヶ迫部) 福島 謙二  
副分団長 (弘見部) 松田 哲幸

### 第4分団

分団長 (中央部) 濱田 卓也  
副分団長 (古満目部) 福吉 裕一  
副分団長 (中央部) 山岡 開

### 第7分団

分団長 (才角部) 内原 威  
副分団長 (大浦部) 吉岡 利昌  
副分団長 (小才角部) 中川 順一  
副分団長 (才角部) 宮本 博信

### 第2分団

分団長 (安満地部) 谷本 泰彦  
副分団長 (橘浦部) 谷口 勝年  
副分団長 (安満地部) 畠中 秀夫

### 第5分団

分団長 (周防形部) 米花 昌明  
副分団長 (西泊部) 楠 勝志  
副分団長 (樫ノ浦部) 端近 純男  
副分団長 (周防形部) 中城 一幸



## 高知県消防大会受賞者紹介

令和2年4月22日に高知県民体育館で高知県消防大会が行われ、以下の方たちが表彰を受ける予定でしたが、中止になりましたのでご紹介します。

### 消防庁長官表彰

#### ●永年勤続功労章

・分団長 東 昇 (姫ノ井部)

### 高知県知事表彰

#### ●永年勤続功労章

・分団長 米花 昌明 (周防形部)  
・分団長 黒田 澄夫 (柏島部)  
・部長 野村 満久 (春遠部)  
・団員 大黒 健生 (橘浦部)

#### ●消防団員配偶者功労感謝状

・米澤 とき子 (古満目: 米澤 知史)  
・依岡 清美 (姫ノ井: 依岡 一生)

### 高知県消防協会長表彰

#### ●勤続章

・副分団長 松田 哲幸 (弘見部)      ・団員 濱田 至誠 (中央部)  
・副分団長 福留 貴浩 (柏島部)      ・団員 野村 穂積 (春遠部)  
・班長 山岡 開 (中央部)      ・団員 芝岡 敏光 (春遠部)  
・班長 中平 昌宏 (姫ノ井部)  
・団員 畠中 福吉 (泊浦部)      ※敬称略 (団員階級は令和2年3月31日時点)

■お問い合わせ 幡多西部消防組合 大月分署 ☎73-1313

## 免許返納について考えてみましょう！

- ・暗いところで見えづらい
- ・運転操作を間違えることがある
- ・他車との距離感が掴みづらい
- ・車をよくぶつける
- ・家族に返納を勧められた

このような変化が増え、運転に不安を覚えることがあれば、免許の返納を考えてみましょう。

田舎に住む私たちにとって、車は生活に欠かせないものです。

しかし、無理をして運転を続け、事故を起こしてしまえば、大変です。自分だけでなく、家族や相手の方の人生も大きく変えてしまうかもしれません。「自分だけは大丈夫」と過信せず、免許を返納する勇気も大切です。

## 交通安全大月

宿毛警察署 交通課  
高齢者アドバイザー 中山  
☎ 63-0110

**ひとり親家庭医療費受給者証の更新について**

6月 は更新月です。更新が必要な方には、6月上旬に更新申請書を郵送していますので、お早めに申請をしてください。また、区分および対象要件を確認し、新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

**受付期限** 6月30日(火)

**受付場所** 町民福祉課 福祉係

**持参するもの**

- ・申請書
  - ・対象者全員の保険証
  - ・印鑑
  - ・現在お持ちのひとり親家庭医療費受給者証
  - ・対象者全員の個人番号カード、又は通知カードおよび申請者の写真入りの身分証明書
- 問** 町民福祉課 福祉係  
☎73-1113

**障害医療費受給者証の更新について**

重度心身障害児(者)医療は、心身に一定以上の障害を持っている方に医療費の一部を助成するものです。

受給者証の有効期間は通常、交付の日から5年ですが、65歳以上の重度心身障害者のうち、平成15年10月1日以降に助

成認定を受けた方は、毎年6月に更新手続きが必要です。(令和2年度分住民税非課税世帯であることが対象要件です)

有効期間が6月30日までの受給者証をお持ちの方には、6月上旬に申請書を郵送しますので早めに申請してください。また、新たに該当すると思われる方はお問い合わせください。

**受付期限** 6月30日(火)

**受付場所** 町民福祉課 福祉係

**持参するもの**

- ・申請書
  - ・対象者の保険証
  - ・印鑑
  - ・現在お持ちの障害医療費受給者証
  - ・申請者の身体障害者手帳
- 問** 町民福祉課 福祉係  
☎73-1113

**健康グッズ抽選会について**

令和2年度第1回目の健康パスポートイベントは中止となりましたが、健康グッズの抽選会を実施し、次の方が当選されました。おめでとうございます。

今回の抽選会は10月を予定しております。ポイントシールを集めてぜひご応募ください。

**当選結果**

[1等] ストレッチポール  
パスポートナンバーⅡ 6017

[2等] 超音波入れ歯洗浄器  
パスポートナンバーⅢ 7310

[3等] ハンドソープ  
パスポートナンバーⅢ 2213

**問** 保健介護課  
保健衛生係  
☎73-1365

**強引に買い取られる悪質な訪問買い取りにご注意!**

「不用品を買い取ります」「いない服や靴はないですか」などと電話で勧誘して消費者宅を訪問し、消費者が売りたい服や靴ではなく、宝石や貴金属など高価な物を強引に買い取っていくトラブルに注意しましょう。

不安に感じたり、困ったときはすぐにご相談ください。

**問** 幡多広域消費生活センター  
☎0880-34-8805

**自衛官等採用試験のお知らせ**

自衛官候補生、および一般曹候補生を募集いたします。

採用試験の詳細に関しては、下記までお問い合わせください。

**受付期間**

自衛官候補生：随時受付  
一般曹候補生：7月1日(水)～9月10日(木)  
(締切日必着)

**問** 自衛隊高知地方協力本部  
四万十地域事務所  
☎0880-35-3096

**マグロスタンプラリーについて**

広報おおつき4月号でお知らせした「大月町×竜串エリア マグロスタンプラリー」は新型コロナウイルス感染症などの影響を鑑み、延期をすることとなりました。開催時期については、改めて広報等でお知らせします。

■お問い合わせ マグロのまち大月推進協議会事務局(産業振興課内) ☎73-1115

**地域安全コラム**

宿毛警察署 刑事生活安全課  
地域安全アドバイザー 津野

☎63-0110

**新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意!**

マスクの入手が困難な状況に便乗し、「マスクを無料で送付する」などと記載されたURLをクリックさせて、個人情報取得する手口や、「新型コロナウイルスの影響で中国の経済がガタガタになっている。金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば、高騰する前の金額で金を買う枠が当たるかもしれないからすぐに申し込んだ方がよい。」などと、経済活動への影響を口実に、怪しい投資に勧誘させたりするケースが増えています。

心当たりがない不審なメールが届いても絶対にアクセスしないようにしましょう。また、少しでも怪しいと思うところがあったら、きっぱりと断り、絶対にお金を払ったり、契約しないようにしましょう。



こんにちは  
赤ちゃん

4月～5月届出分



やまおか りゅうま  
山岡 龍海 くん(頭集)  
令和2年4月12日生  
保護者 勝美・友里恵さん

おめでとう  
ございます！



## 知っちょこ！大月まめ知識

vol.45

### ありがたい虫 アミダ TENTU

「テントウムシ」は幸運を運ぶ虫として世界中で人気があります。赤い体に七つの黒い模様のあるナナホシテントウがよく知られていますが、その他にもたくさんの種類があり、日本には約200種が生息しているそうです。春から秋にかけて町内でもさまざまな種類のテントウムシを目にします。そのひとつが「アミダテントウ」です。大きさが5mm程度とナナホシテントウなどと比べると小ぶりですが、体の黄や赤、黒の模様が美しく、なかなか存在感があります。よくみると眼がくりくりとして大きくて可愛い顔つきをしています。アニメやゲームに出てくるキャラクターのようなおしゃれなデザインです。名前の「アミダ」は仏教の「阿弥陀如来(あみだによらい)」に由来するそうです。阿弥陀如来は無限の寿命とすべての無明の闇を払う力を持っている偉大な仏さまですから、この可愛い虫を見た人にはきっとなにかご利益があることでしょう。ぜひ探してみてください。(海辺の自然史研究舎 中地 シュウ)



## 大月町備長炭生産組合「高知県木の文化賞」を受賞！！

大月町備長炭生産組合は、平成22年に発足し、ウバメガシを次の世代へと繋げていくための植樹活動をはじめ、持続可能な森林資源の利用を目指し、山の更新技術を習得するなど、永らえる産業へ向けた人づくり、山づくりに取り組んでいます。また、20～30代の若者や移住者を生産者として育成するなど、雇用の創出にも大きく寄与してきました。

このような取り組みや、今後の期待値が評価され、「第17回 高知県木の文化賞」を受賞されました。大月町備長炭生産組合の皆さん、おめでとうございます。

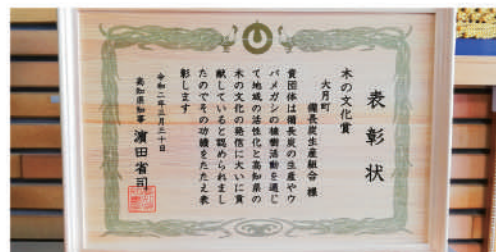
ウバメガシの自生する山林をお持ちの方は、伐採とともに将来へ向けた山づくりを実践している大月町備長炭生産組合に相談してみてもいいかもしれません。

### 高知県木の文化賞(木の文化を実践している人たちの部)

県内において木の文化県構想の推進、木の文化の向上に寄与したものと認められ、

- ・ 伝統的な技術を守り、育て、活かしながら活躍している人たち
- ・ 木の文化を実践し、地域に貢献している人たち

に送られます。



■お問い合わせ 産業振興課 農林振興係 ☎73-1115